

A6

1 出産手当金支給申請書、 出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書

出産に伴う健康保険の手続きは申請先にご注意ください！

出産にかかわる手続き先は、協会けんぽだけでなく、日本年金機構等、多岐にわたります。

協会けんぽ

・傷病手当金
支給申請書
(切迫流産・切迫早産等で会社を休み、給与が支払われない場合)

・出産手当金支給申請書
(産前42日、産後56日に対して請求期間後に提出)
・限度額適用認定申請書*
(帝王切開の場合等申請が間に合わなければ高額療養費支給申請書を提出)

「*」は被保険者本人が個人でできる手続き

・出産育児一時金支給申請書*
・出産育児一時金内払依頼書・差額申請書*

産休前

産休中
(産前・産後)

育休中

復職

日本年金機構

・産前産後休業取得者
申出書
(産休中の保険料免除)
・産前産後休業
取得者変更(終了)届
(産休中の保険料免除)

・育児休業取得者申出書
(育休中の保険料免除)

・育児休業等取得者終了届
(予定より前に育休終了)
・産前産後休業終了時報酬月額変更届
(産休後3か月の平均)
・育児休業等終了時報酬月額変更届
(育休後3か月の平均)

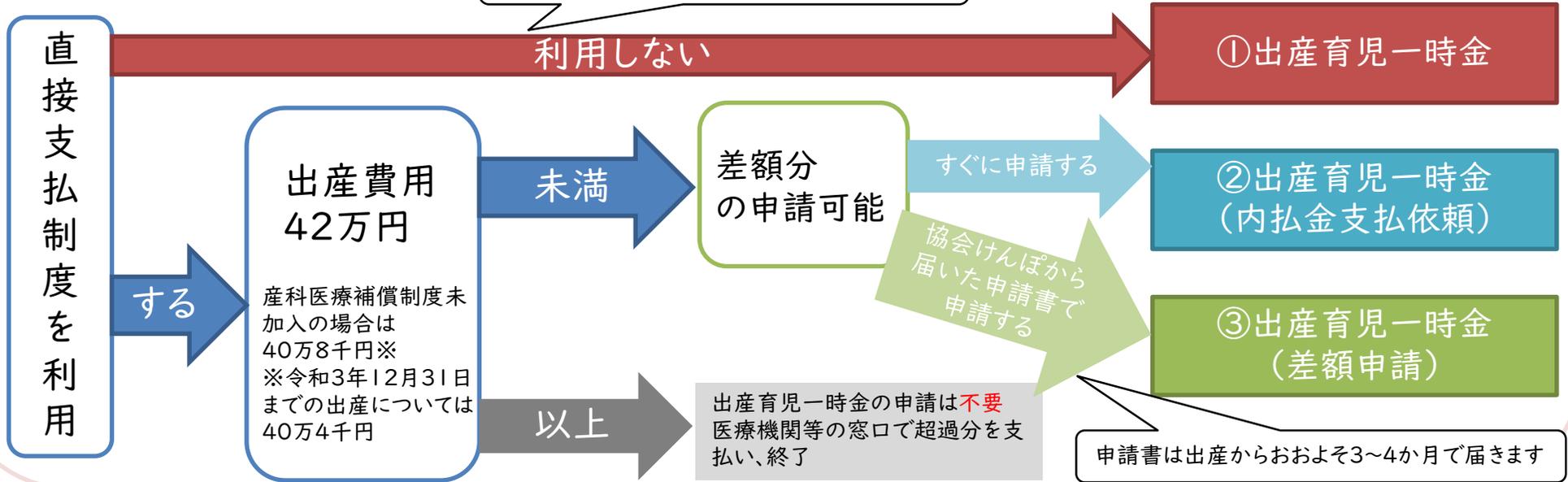
★出産育児一時金について詳細は次のページをご覧ください。

出産育児一時金とは

被保険者本人または家族(被扶養者)の妊娠4か月(85日)以降の出産(死産(流産)・人工妊娠中絶を含む)について、1児出産につき、42万円(産科医療補償制度の対象ではない場合40万8千円)支給されます。

申請は本人が行い、次の3通りあります。下のフローチャートよりご確認ください。

医療機関等の窓口で、出産費用を全額支払い、後日協会けんぽへ申請



★その他選択肢の解説

選択肢	
2	産前産後休業取得者申出書、出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書 →産前産後休業取得者申出書は産休中の保険料免除で年金機構へ提出のため不正解
3	産前産後休業取得者申出書、出産育児一時金支給申請書 →出産育児一時金支給申請書は、直接支払制度を利用しない場合のため不正解
4	出産手当金支給申請書、出産育児一時金支給申請書 →3と同様